

新潟市生成 A I ビジネスリサーチ・システム作成業務委託仕様書

1 事業目的

「ビジネスリサーチ」いわゆる「市場調査」を、A I の力で効率化するシステムを市が構築。市内事業者が活用できる環境を整備し、労働環境の改善、採用力・稼ぐ力の強化など様々な課題の解決に繋げる。

2 定義

Z 世代：概ね 15～29 歳の若者。

受託者：「新潟市生成 A I ビジネスリサーチ・システム作成業務委託公募型プロポーザル」により、本業務を受託するもの。

クラウド：I S M A P 認証（政府機関でのセキュリティ評価制度）、または L G W A N - A S P サービスを取得している（に準拠している）クラウド。

新潟広域都市圏：新潟市と近隣 11 市町村（三条市、加茂市、胎内市、新発田市、阿賀野市、五泉市、燕市、聖籠町、阿賀町、田上町、弥彦村）が連携協定を締結した人口 1 2 0 万人超の圏域。

3 契約期間

契約締結日から令和 9 年 2 月 28 日（日）まで

4 事業内容

市内事業者の採用力強化を図り、人手不足の解消と稼ぐ力の向上につなげるため、ビジネスリサーチの一連のプロセスを A I が自動的に実行するシステムを構築し、新潟広域都市圏の事業者及び自治体等が、いつでも利用できる環境を併せて整備する。

なお、同システムはクラウドベースで構築し、以下の範囲・機能を持たせることとする。

（1）ビジネスリサーチの範囲

ターゲット層：新潟広域都市圏在住の Z 世代

リサーチ目的：就職意向、職業選択の傾向・価値観、求める働き方に関するマーケティングリサーチ

（2）A I を活用したバーチャル Z 世代（ペルソナ）を 50 体以上生成

A I を活用して必要なインターネット上のデータ（WEB 上の統計データ、各種調査結果、SNS のオーディエンスデータ等）と自治体保有のデータ（新潟広域都市圏自治体で実施した既存のアンケート・インタビュー結果等）を取り込み、ペルソナの属性（年齢、性別、教育的背景、職業選択の動機、価値観等）を多角的に分析した上で、システム上にバーチャル Z 世代を 50 体以上生成すること。

（3）レポートの作成

バーチャル Z 世代に対してアンケート、インタビューを実施し、その結果を分析したレポート（調査データを解析・可視化し、要約、解釈、施策に対する打ち手を概ね 15 分以内に提案）を作成する

（4）ユーザー管理（管理者：新潟市）

自治体ユーザー：6 ユーザー以上が同時に利用可能

管理用ライセンスにより、アンケート・インタビューが実施できるようにすること

1 つの管理用ライセンスを複数の利用者（新潟広域都市圏自治体）に貸与すること

（例）4～6 月：燕市、7～9 月：聖籠町、10～12 月：五泉市

企業ユーザー：50ユーザー以上が同時に利用可能

企業用ライセンスにより、アンケート・インタビューが実施できるようにすること

1つの企業用ライセンスを複数の利用者(新潟広域都市圏の企業や商工会議所・商工会の経営指導員等)に貸与できること

(例) 4～6月：A社、7～9月：B社、10～12月：C社

(5) アクセス制御

①新潟広域都市圏専用ベース(ダッシュボード)の構築 ※管理者は新潟市

バーチャルZ世代を格納する新潟広域都市圏専用ベースを構築し、管理用ライセンス及び企業用ライセンスで、バーチャルZ世代にアンケート・インタビューできるようにすること。

②企業専用ベース(ダッシュボード)の構築

企業がバーチャルZ世代を活用して得たデータを格納できるようにするため、機密性の高い企業向け専用ベースを構築すること。

③データのセキュリティ

分析結果やデータは当該分析実施者のみが閲覧可能とし、他者のデータや結果にはアクセスできないようにすること。

④認証システム

ユーザーごとに個別のアカウントを作成し、ログイン認証を強化。複数要素認証(2FA)を利用することを推奨。

(6) セキュリティ

上記により構築するシステム(個人情報は取り扱わない)については、十分なセキュリティが確保されていること。

(7) 作成スケジュール

年月	内容
令和8年5月	プロポーザル・契約
令和8年9月	システムの大枠が固まる
令和8年10～12月	システム試行運用(月に1回程度、打合せを実施。改善要望に応じ、手直しを行う)
令和8年1月	システム本格運用(相談窓口設置予定)

(8) その他

①相談窓口の設置

体制ビジネスリサーチ・システムの利用者が、その利用方法を確認・相談できる相談窓口(電話・メール等)について、令和9年1月以降の本格運用後の設置に向けて検討する(※相談窓口設置に係る費用については別途新潟市が負担する)

②システム等の3月分利用料

クラウドやライセンス等に係る3月分の利用料については、別途新潟市が負担する

5 主任者

(1) 受託者は、本事業の主任者を定め、新潟市経済部企業誘致課に通知するものとする。

(2) 主任者は、新潟市経済部企業誘致課と相互に協力し、本事業を実施しなければならない。

6 事業の着手

受託者は、契約締結後直ちに本事業に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任者が本事業の実施のため新潟市経済部企業誘致課との打ち合わせ(可能な限り対面で実施)を開始することをいう。

7 打ち合わせ等

受託者は事業を適正かつ円滑に実施するため、「4 事業内容」及び「11 留意事項(1)

⑤」に基づき、本仕様書に記載のない事項や疑義が生じた場合はその内容を質し、その都度打ち合わせ記録簿を作成のうえ、相互に確認することとする。

8 資料の貸与及び返却

- (1) 新潟市経済部企業誘致課は、業務に必要な資料を受託者に貸与するものとする。
- (2) 受託者は、貸与された資料の必要がなくなった場合は、ただちに新潟市経済部企業誘致課に返却するものとする。
- (3) 受託者は、貸与された資料を丁寧に扱い、汚損及び破損してはならない。万一、汚損及び破損した場合には、受託者の責任と費用負担において修復するものとする。
- (4) 受託者は、守秘義務を求められた資料については複写してはならない。

9 成果品

- | | |
|---------------------------------------|-------|
| (1) 生成AIビジネスリサーチ・システム（アクセス先のURLを示すこと） | 一式 |
| (2) 管理用ライセンス | 6本以上 |
| (3) 企業用ライセンス | 50本以上 |
| (4) 業務報告書（契約期間のやりとり・経緯がわかるもの） | 一式 |

10 成果品の提出場所

〒951-8554

新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5階 新潟市経済部企業誘致課

11 留意事項

受託者は、事業実施にあたり次に掲げる事項に留意すること。

(1) 基本事項

- ① 事業の遂行に関しては、関係法令を遵守すること。
- ② 新潟市経済部企業誘致課と十分な連携をとって事業を実施すること。
- ③ 事業の遂行に必要な経費は契約金額に含まれるものとし、新潟市経済部企業誘致課は契約金額以外の費用を負担しない。
- ④ 本事業において、新潟市経済部企業誘致課が事業の進捗状況を確認するため、受託者へ資料提供を求めた場合は、速やかに書面又は電子データにより資料提供を行うものとする。
- ⑤ 本事業において、本仕様書に記載のない事項、又は疑義が生じた場合は、双方協議の上、決定するものとする。

(2) 再委託

事業の一部を第三者に再委託する場合は、あらかじめ書面により新潟市経済部企業誘致課に届出を行い、承認を得ること。

(3) 成果品の使用等

- ① 本委託事業により特別に作成された成果品の著作権及び所有権の全ては新潟市経済部企業誘致課に帰属し、受託者は新潟市経済部企業誘致課の承認を受けずに他に公表、貸与、使用してはならない。一方、成果物の提供に使用されたすべてのソフトウェア、ソースコード、および基盤システムに関する所有権は、受託者が保有する
- ② 受託者は、著作権及び所有権の全てにおいて、新潟市経済部企業誘致課が成果品の使用に際し、第三者からいかなる権利の主張がない状態で納品すること。

(4) 成果品に瑕疵のある場合の訂正

納品後に成果品に瑕疵があった場合は、新潟市経済部企業誘致課の指示により受託者の責任において速やかに訂正することとする。なお、事業期間終了後も同様とする。

(5) 守秘義務

受託者は、個人情報の保護に関する法律及び新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例の趣旨を認識し、事業の実施にあたっては、その取扱いに適正を期し、個人及び法人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。なお、事業終了後も同様とするものとする。